

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 12 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種について（依頼）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B類疾病）に関して、今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点等については、既に以下の御連絡を差し上げているところです。

- ・ 「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（令和 5 年 9 月 19 日付け 医政産情企発 0919 第 1 号、感感発 0919 第 2 号、感予発 0919 第 2 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）
- ・ 「今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて」（令和 5 年 9 月 19 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、予防接種課連名事務連絡）

国内のインフルエンザの定点当たり報告数は、直近 1 ヶ月で 20 前後と高い水準で推移していますが、一般社団法人日本ワクチン産業協会からは、今年度のワクチンについて、約 3,135 万本（1 mL を 1 本に換算した量で、1 本当たり成人 2 回分）が既に市場へ供給され、12 月 8 日（金）現在では約 462 万本の流通在庫がある旨の報告を受けています。このため、今年度のワクチンは、引き続き安定的に供給できる見込みです。

法に基づく定期接種対象者の方々がワクチンの接種を希望される場合に、令和 6 年 1 月以降も含め、その機会を逸することのないよう、実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ改めて周知いただくとともに、ワクチンの円滑な接種について、貴管内関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。